

平成 27 年度国予算関連資料

(1/23 子ども・子育て支援新制度説明会資料)

(2/3 子ども・子育て支援新制度に関する国との
意見交換の場資料)

平成27年度における「社会保障の充実」の考え方

- 消費税率10%への引上げが平成29年4月に延期されたことに伴い、平成27年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分は、1.35兆円(※)となるため、施策の優先順位を付けることで対応する。

※ 消費税増収分のほか、社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用し、平成27年度の「社会保障の充実」の規模は合計1.36兆円

優先的に取り組む施策

① 子ども・子育て支援の充実

政府を挙げて取り組んでいる「すべての女性が輝く社会の実現」にとって重要な施策であり、平成27年4月から予定どおり新制度を実施する。

→ 市町村計画の実現に必要な「量的拡充」に加え、0.7兆円ベースの「質の改善」をすべて実施するため、約5,100億円を措置

② 医療・介護サービス提供体制改革の着実な実施

団塊の世代が75歳以上となり、医療・介護等の需要の急増が予想される2025年に向け、医療・介護サービス提供体制の改革を本格的に進める。

→ 地域医療介護総合確保基金について、医療分として前年度同額の約900億円に加え、新たに介護分として約720億円を措置
介護職員について月額1万2千円相当の処遇改善に必要な約780億円を措置
認知症施策等の推進のために約240億円を措置

③ 国保への財政支援の拡充

将来にわたり国民皆保険を堅持するため、喫緊の課題である国保制度の改革に必要不可欠な国保への財政支援を拡充し、財政基盤の強化を図る。

→ 低所得者対策の強化のための財政支援として約1,700億円を措置とともに、財政安定化基金の創設のために約200億円を措置

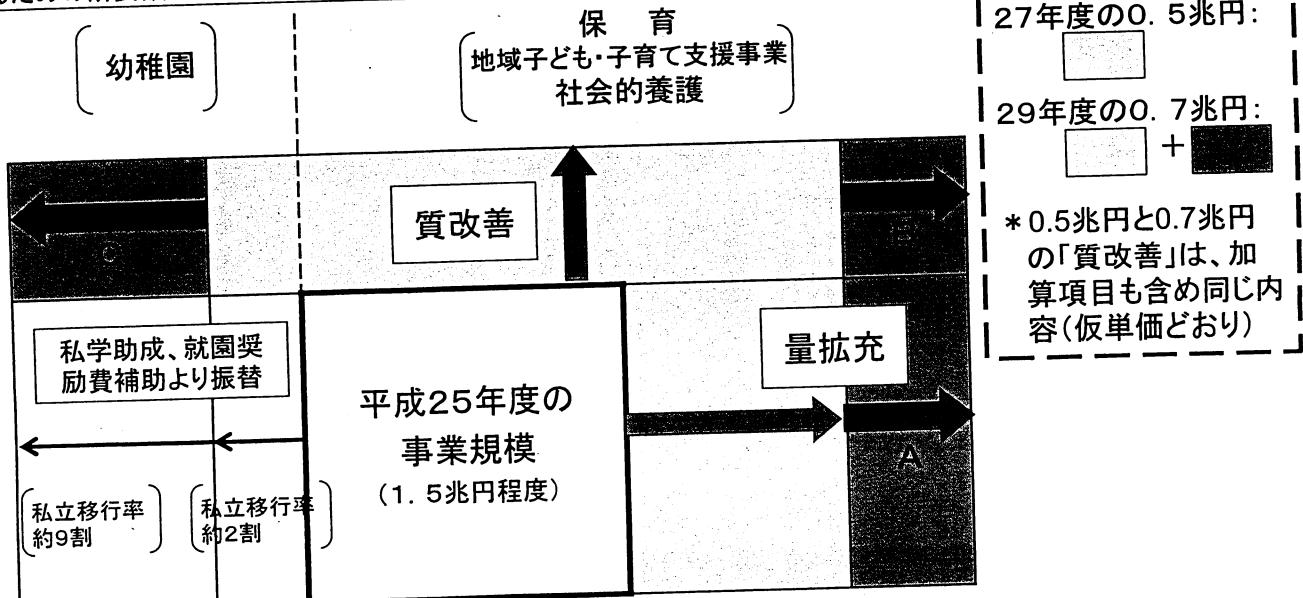
限られた財源の中で上記の対応を行うための方策

- 年金関係の充実(低所得者への福祉的給付、受給資格期間の短縮)について、法律の規定どおり、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に実施。
- 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化について、2段階に分けて実施することとし、第一弾として平成27年4月からは特に所得の低い方々を対象に一部実施し(所要額約220億円)、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に完全実施。

平成27年度予算における「0.5兆円程度」と「0.7兆円の範囲で実施する事項」の関係

- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」は、待機児童解消加速化プラン等を踏まえ、29年度の所要額として整理されたもの。
- 27年度予算の「0.5兆円程度」は、
 - ① 各市町村の事業計画に基づく27年度の「量の拡充」に対応
 - ② 「0.7兆円の範囲で実施する事項」の「質の改善」をすべて実施(加算項目も含め、仮単価どおり)するための所要額として確保されたもの。

- 27年度の「0.5兆円程度」により、「0.7兆円の範囲内で実施する事項」の「質の改善」をすべて実施できる主な要因は、
 - ① 保育サービス等の「量拡充」の途上であり、29年度所要額より少ないと(図A部分)
 - ② 移行見込みの調査結果に基づき、私立幼稚園の新制度への移行率を2割程度としていること
 - ③ ①・②に伴い「質改善」の所要額が少ないと(図B・C部分)



平成27年度内閣府予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

【金額は国費】

(子ども・子育て支援新制度の実施と待機児童解消に向けた取組)

【7, 175億円】

- すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

① 子どものための教育・保育給付

- ・施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

② 地域子ども・子育て支援事業（年金特別会計に計上）

- ・市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援
- ・利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 等

※ 子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月予定）に伴い、子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる事業に係る経費については、内閣府予算に計上。

(児童手当制度（年金特別会計に計上）)

【1兆4, 177億円】

- 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

(参考) 【平成26年度補正予算案】

(地域少子化対策強化交付金)

【26年度補正予算30億円】

- ・我が国の危機的な少子化問題に対応するため、結婚・妊娠・出産・育児の一貫した「切れ目ない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じた先駆的な取組を行う地方公共団体を支援。

5

平成27年度厚生労働省予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

【金額は国費】

(待機児童解消等の推進など保育の充実)

【892億円】

- 待機児童の解消を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進め、保育所等の施設整備や小規模保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。

また、「保育士確保プラン」に基づき、保育士・保育所支援センターの機能を強化し、離職した保育士に対する定期的な再就職支援等を実施する。

(参考) 【平成26年度補正予算案】

(「待機児童解消加速化プラン」の推進（保育所等の緊急整備）)

【26年度補正予算120億円】

- ・「待機児童解消加速化プラン」に基づき、待機児童解消に意欲のある自治体を強力に支援するため、平成27年度における保育所等の整備を、一部前倒して行う。

(社会的養護の充実)

【1, 181億円】

- 虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進等を図る。

平成27年度文部科学省予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

【金額は国費】

(幼児教育の段階的無償化に向けた取組の推進)

【402億円】

○ 幼稚園就園奨励費補助について、実質的に52億円増とし、充実を図る。

・幼稚園就園奨励費補助 271億円 → 323億円 (52億円増)

※「子ども・子育て支援新制度」へ移行する幼稚園を含めた幼稚園就園奨励費に係る

予算全体の所要額 339億円 → 402億円 (63億円増)

① 市町村民税非課税世帯の保護者負担軽減

・市町村民税非課税世帯の保護者負担額を月額9,100円から月額3,000円に引き下げ。

平成27年度所要額 12億円

※「子ども・子育て支援新制度」へ移行する幼稚園を含めた幼稚園就園奨励費に係る

予算全体の所要額 15億円

② 市町村に対する補助の拡充（市町村の超過負担の解消）

・市町村に対する補助を拡充し、市町村の超過負担を解消することにより、すべての園児に等しく支援が行われるよう環境整備を図る。

平成27年度所要額 40億円

※「子ども・子育て支援新制度」へ移行する幼稚園を含めた幼稚園就園奨励費に係る

予算全体の所要額 49億円